

〈解答〉

- ① 1 (1) 最高機関  
(2) イ  
(3) ウ  
(4) ①：政党 ②：得票数 ③：議席
- 2 (1) X：家庭 Y：三審制  
(2) 違憲審査権〔違憲立法審査権，法令審査権〕  
(3) エ

配点 各1点 10点満点

〈解説〉

- ① 1(1) 国会は、主権者である国民が直接選んだ国会議員によって構成されるため、国権の最高機関として、国の政治の中心的な地位を占める。また、唯一の立法機関であり、国会以外のどの機関も法律を制定することはできない。
- (2) 内閣が作成した国の予算は、先に衆議院から審議が行われ、参議院が30日以内に議決しなかったり、衆議院と参議院の議決が異なったりした場合は、衆議院の議決が優先される。ア必ず衆議院が先に審議するのは予算である。法律案は、参議院が、衆議院と異なった議決をするか、衆議院の可決した法律案を受け取った後60日以内に議決しない場合は、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再可決したとき法律となる。ウ公聴会でなく、両院協議会が開かれる。エ内閣不信任を可決した場合以外でも内閣が衆議院を解散することがある。
- (3) 衆議院の被選挙権年齢は25歳以上で、任期は4年である。衆議院が解散すれば、任期の途中でも総選挙となる。解散のない参議院よりも、国民の世論を反映できるため、衆議院の優越が認められている。参議院の被選挙権年齢は30歳以上で、任期は6年で、3年ごとに半数が交替で改選となる。
- (4) 比例代表制の特色は、世論が反映されやすい、小さな政党でも代表者を送り出せる、死票が少なくなる、などがあげられる。
- 2(1) X裁判所は、犯罪や争いごとを法にもとづいて判断する権限を行使する国の機関である。国会や内閣に対して独立した地位にあり、最高裁判所を頂点に、下級裁

判所として高等裁判所，地方裁判所，家庭裁判所，簡易裁判所がある。Y三審制は，同一の事件について，裁判を3回受けられるしくみで，事件の内容によって第一審を簡易裁判所か家庭裁判所か地方裁判所で審理し，その判決に不服があれば，第二審（控訴），第三審（上告）と上級の裁判所へ上訴することができる。三審制がとられているのは，裁判を慎重に行い，国民の人権を守るためである。

- (2) 違憲審査権〔違憲立法審査権，法令審査権〕は，最高裁判所だけでなく，下級裁判所にもあり，最高裁判所は，法律などが合憲か違憲かについての最終決定権を持っており，「憲法の番人」と呼ばれる。
- (3) 司法権の独立とは，国会や内閣は裁判所の活動に干渉してはならず，また個別の裁判において，裁判官は自らの良心に従い，憲法と法律だけに拘束されるという原則である。そのため裁判官は，心身の故障や国会議員による弾劾裁判，最高裁判所の裁判官に対する国民審査によって辞めさせられる場合を除いて，在任中の身分が保障されている。